

災害時における上空からの情報収集に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と株式会社ビューロージェネロ（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の上空からの情報収集に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寒川町において災害が発生又は発生する恐れがある場合に、無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる内容の協力を得る必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、以下の事項を明らかにし、災害時協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに前述の要請書を提出するものとする。

- (1) 目的
- (2) 要請内容
- (3) 場所及び範囲
- (4) 撮影高度（高度150m以上の場合は東京空港事務所への通知が必要となる）

（協力業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 空撮画像の提供等による被災状況の調査に関すること。
 - (2) その他災害応急対策に必要な情報の提供に関すること。
- 2 乙が業務を遂行する際は、業務遂行場所の天候、風速、電波状況、および甲乙の業務遂行者、周辺住民の安全を確認し業務遂行の可否および飛行経路を乙の担当者が判断をする。判断基準として乙が指定した以下の規定を順守し1項目でも満たす場合は飛行を中止するものとする。
- (1) 降雨、降雪、降雹の場合
 - (2) 風速5m/秒の場合
 - (3) その他、乙の担当者が危険と判断した場合
- 3 業務遂行のための東京空港事務所への通知、および国土交通省への事後連絡については「航空法第132条の3の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」に従い乙が行うこととする。また、甲は乙が申請する際に情報提供等、必要な協力をするものとする。
- 4 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ、相互に協力を要請することができる。

（支援活動の実施）

第4条 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害の発生直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議のうえ決定し、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（映像の所有権）

第7条 この協定に基づき、乙が撮影した映像の所有権は、甲に帰属する。

（秘密の保持）

第8条 乙は、本協定に基づく支援活動を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（事故の報告）

第9条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、速やかに甲に対し報告するものとする。

（従事者の損害補償）

第10条 前条に基づき、甲はこの協定に基づく協力業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかり又は死亡した場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年4月1日条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、他の法令により療養その他給付又は補償を受けた場合においては、その補償額の限度において災害補償の責めを免れるものとする。

2 無人航空機の不良、若しくは操縦者のミスで無人航空機による事故が発生し、第三者が所有する財産、および人へ危害があった場合は、乙が加入する傷害保険の範囲内で補償を行うこととする。

3 乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（連絡責任者及び情報交換）

第11条 この協定に基づく業務の要請内容の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は防災主管課長とし、乙の連絡責任者は空撮グループ課長代理とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 3月18日

甲 高座郡寒川町富山165番地

寒川町

寒川町長 木村 俊雄



乙 横浜市神奈川区金港町6-14ステートビル横浜7F

株式会社 ビューロージェネロ

代表取締役社長 児玉 哲治

児玉 哲治